

## 利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくりくみらい基金(以下「当財団」という。)の倫理 規程第7条に規定する役職員の「利益相反の防止及び開示」についての自己申告に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、当財団の役員及び職員(以下、「役職員」)に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当財団以外の団体等の役職員を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当財団と役職員との利益が相反する可能性がある場合(当財団と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、以下に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

(1) 自己又は第三者のためにする当財団の事業に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当財団との取引

(3) 当財団から、自己が役員を務める企業、団体等(以下、「兼業先」という。)として一定額以上の金銭(助成金を含む)若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引、並びに各種供与を得るための申請手続きをする行為

(4) 当財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当財団とその理事との利益が相反する取引

### (定期申告)

第4条 役職員は、毎年1月と6月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には他の理事と、監事である場合には理事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、当財団との利益相反状況の防止又は適正化のために速やかに対処する。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和6年9月11日から施行する。(令和6年9月11日理事会議決)